

5 施設給付の見直し（制度の具体的内容、Q & A等）について

5-1 特定入所者介護サービス費等の取扱い

1 特定入所者介護サービス費等の趣旨

介護保険制度は、保険料と公費という国民の負担により支えられている制度であり、高齢者の方々にも負担いただいている保険料の急激な上昇を抑え、持続可能な制度としていくためには、給付の効率化・重点化を図ることが必要である。

このため、今般の見直しにおいては「負担の公平性」という観点から、介護保険施設等における居住費・食費について、在宅の方と同様、保険給付の対象外とし、介護に関する部分に給付を重点化することとしている。

見直しに当たっては、居住費・食費の負担が低所得者の方にとって過重な負担とならないよう特定入所者介護サービス費（特定入所者支援サービス費）を創設し、所得に応じた低額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図ることとしている。

2 対象者

対象者については、「要介護被保険者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省で定めるもの」（介護保険法第51条の2第1項）等とされているが、具体的には利用者負担第1段階から第3段階までの者を規定することとしている。

3 対象となるサービス

（1）特定入所者介護サービス費

- ① 指定介護福祉施設サービス
- ② 介護保健施設サービス
- ③ 指定介護療養施設サービス
- ④ 短期入所生活介護
- ⑤ 短期入所療養介護

※①から⑤までを特定介護保険施設等という。

（2）特定入所者支援サービス費

- ① 短期入所生活介護
- ② 短期入所療養介護

※①及び②を特定居宅サービス事業者という。

4 給付額について

(1) ①と②の合計額

①食費関係

特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。）
（食費の基準費用額）

平均的な家計における食費の状況及び特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額
（食費の負担限度額）

②居住費関係

特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該居住等に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住等に要した費用の額とする。）
（居住費の基準費用額）

特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額
（居住費の負担限度額）

※ 特定入所者支援サービス費については、上記中「特定介護保険施設等」を「特定居宅サービス事業者」と、「居住等」を「滞在」と、「施設」を「事業所」と、「居住費」を「滞在費」と読み替える。

(2) 特定入所者介護サービス費等の支払い単位は、日額単位とする。

平成17年7月14日の社会保障審議会介護給付費分科会の資料でお示しし、同日付で各都道府県、各市町村、各関係団体あてご連絡したとおり、基準費用額及び負担限度額については、別紙の内容にて告示することを予定している。

特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費に関する
食費及び居住費(滞在費)の基準費用額及び負担限度額

特別養護老人ホーム

○ 基準費用額

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	1,640	
従来型個室	1,150	
多 床 室	320	

○ 負担限度額

【利用者負担第1段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	300
ユニット型準個室	490	
従来型個室	320	
多 床 室	0	

【利用者負担第2段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	390
ユニット型準個室	490	
従来型個室	420	
多 床 室	320	

【利用者負担第3段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,640	650
ユニット型準個室	1,310	
従来型個室	820	
多 床 室	320	

○ 基準費用額

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	1,640	
従来型個室	1,640	
多 床 室	320	

○ 負担限度額

【利用者負担第1段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	300
ユニット型準個室	490	
従来型個室	490	
多 床 室	0	

【利用者負担第2段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	390
ユニット型準個室	490	
従来型個室	490	
多 床 室	320	

【利用者負担第3段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,640	650
ユニット型準個室	1,310	
従来型個室	1,310	
多 床 室	320	

介護療養型医療施設

○ 基準費用額

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	1,640	
従来型個室	1,640	
多 床 室	320	

○ 負担限度額

【利用者負担第1段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	300
ユニット型準個室	490	
従来型個室	490	
多 床 室	0	

【利用者負担第2段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	390
ユニット型準個室	490	
従来型個室	490	
多 床 室	320	

【利用者負担第3段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,640	650
ユニット型準個室	1,310	
従来型個室	1,310	
多 床 室	320	

○ 基準費用額

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	1,640	
従来型個室	1,150	
多 床 室	320	

○ 負担限度額

【利用者負担第1段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	300
ユニット型準個室	490	
従来型個室	320	
多 床 室	0	

【利用者負担第2段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	390
ユニット型準個室	490	
従来型個室	420	
多 床 室	320	

【利用者負担第3段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,640	650
ユニット型準個室	1,310	
従来型個室	820	
多 床 室	320	

短期入所療養介護

○ 基準費用額

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	1,640	
従 来 型 個 室	1,640	
多 床 室	320	

○ 負担限度額

【利用者負担第1段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	300
ユニット型準個室	490	
従 来 型 個 室	490	
多 床 室	0	

【利用者負担第2段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	820	390
ユニット型準個室	490	
従 来 型 個 室	490	
多 床 室	320	

【利用者負担第3段階】

(単位:円/日)

	居住費(滞在費)	食 費
ユニット型個室	1,640	650
ユニット型準個室	1,310	
従 来 型 個 室	1,310	
多 床 室	320	

介護保険負担限度額認定証について

1. 介護保険負担限度額認定証の様式（案）

介護保険負担限度額認定証の様式については、平成17年6月27日の全国介護保険担当課長会議にてお示したところであるが、その後の社会保障審議会介護給付費分科会における議論も踏まえ、変更点を反映した現時点における様式（案）を次頁に示すので参考とされたい。

居住費又は滞在費の負担限度欄の区分について、従来型個室を類型別に「従来型個室（特養等）」と「従来型個室（老健・療養等）」に区分し、5つの欄を設けることとしたもの。

注 意 事 項

一 この証によつて指定介護福祉施設サービス及び短期入所生活介護（平成十八年四月一日からは、これらに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護予防短期入所生活介護を加える。この証の表面において「特養等」という。）並びに介護保健施設サービス、指定介護療養施設サービス及び短期入所療養介護（同日からは、これらに介護予防短期入所療養介護を加える。この証の表面において「老健・療養等」という。）を利用する際に食事の提供を受け、又は居住若しくは滞在する場合には、この証の表面に記載する負担限度額が支払いの上限となります。

二 前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口提出してください。

三 被保険者の資格がなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は負担限度額認定証の有効期限に至つたときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

介護保険負担限度額認定証									
交付年月日 平成 年 月 日									
被 保 険 者	番 号								
	住 所								
	フリガナ								
	氏 名								
	生 年 月 日	明治・大正・昭和	年	月	日	性 別	男・女		
	適用年月日	平成	年	月	日	から			
	有効期限	平成	年	月	日	まで			
食費の負担限度額								円	
居住費又は滞在費 の 負 担 限 度 額		ユニット型個室 ユニット型準個室 従来型個室（特養等） 従来型個室（老健・療養等） 多床室						円 円 円 円 円	
保 険 者 番 号 並 び の 保 険 及 印									

備考

- この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

5-1 介護保険負担限度額等の有効期限について

1. 介護保険負担限度額の有効期限について

- これまでの標準負担額に係る認定の有効期限は5月末までであったが、市町村民税の賦課確定については6月中に確定する市町村もあることから、6月1日から新年度の課税情報を使用した標準負担額の段階設定を行うことは難しかったところ。
- 今般の制度見直しにおいて、短期入所生活介護等が特定入所者介護サービス費の対象となり、有効期限終了前の認定の必要性が高まったことも踏まえ、通常の認定の期限を7月1日から翌年6月末までとし、新年度の市町村民税の課税情報については7月1日以降から適用することとする。
なお、本年については、10月から新制度が施行されるため、その有効期限は10月1日から翌年6月末までとなる。

2. その他の認定の有効期限の取扱いについて

「1」の有効期限を変更するという取扱いについては、下記に示す場合についても同様とする。

- 旧措置入所者の利用者負担減免に係る認定
- 旧措置入所者の特定負担限度額に係る認定
- 市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

※高額介護サービス費における課税情報の取扱いについて

高額介護サービス費については負担限度額と異なり、有効期限という考え方はなく、4月及び5月サービス提供分については前年度の課税情報、6月サービス提供分以降は新年度の課税情報により利用者負担の区分を行っているところであるが、6月サービス提供分の税情報の取扱いについては、税の賦課の確定時期との関係から、前年度の税情報を活用すべきとの意見があることから、4月～6月サービス提供分においては前年度の課税情報を活用するという取扱いについては、現在、内閣法制局と調整中である。

5-2 旧措置入所者の利用者負担の取扱い

1. 旧措置入所者の見直しの趣旨

介護保険法施行法による負担軽減措置により実質的に負担軽減を受けている者（平成17年9月30日において施設介護サービス費の利用者負担割合が5%以下の者（以下「実質的負担軽減者」という。））については、軽減措置延長の趣旨を踏まえ、平成17年10月の居住費・食費の見直し後も措置時代の費用徴収額を上回らないよう、負担軽減措置を講ずることとしている。

実質的負担軽減者以外の者における利用者負担額（施設介護サービス費の利用者負担割合、食費、居住費）の算定方法については、一般の入所者と同様の算定方法とし、低所得者については一般の低所得者対策による負担軽減を行うこととする。

2. 特定入所者介護サービス費

① 食費・居住費の特定基準費用額

食費等に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、現在のところ次の額を予定しているが、当該額が現に当該食事の提供等に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額を特定基準費用額とする。

区 分		額
食費の特定基準費用額		一日につき1,380円
居住費の特定 基準費用額	ユニット型個室	一日につき1,970円
	ユニット型準個室	一日につき1,640円
	従来型個室	一日につき1,150円
	多床室	一日につき320円

② 食費の特定負担限度額

旧措置入所者の食費の負担は、以下の額を限度とすることを予定している。

区 分		食費の特定負担限度額
一	市町村民税世帯非課税者 等	一日につき650円
二	市町村民税世帯非課税であって、 「課税年金収入額＋合計所得金額 ≤80万円／年」を満たす者 等	一日につき390円

三	イ 市町村民税世帯非課税者である 老齢福祉年金受給者及びこれ に準ずると認められる者 ロ 生活保護の被保護者 等	一日につき 300 円（ただし、実質的な 負担軽減者であって、介護保険法の施行の際現 に介護保険法施行法第 20 条の規定による改 正前の老人福祉法第 28 条第 1 項の規定によ り費用を徴収されている者であって徴収され ている費用の 1 日当たりの額（その額に 10 円 未満の端数があるときは、これを切り捨てるも のとする。）が 300 円未満であるものにあっ ては、当該額）
---	---	---

③ 居住費の特定負担限度額

旧措置入所者の居住費の負担は、以下の額を限度とすることを予定している。

区 分		居住費の特定負担限度額	
一	実質的負担軽減者以外の市 町村民税世帯非課税者等	ユニット型個室	一日につき 1, 640 円
		ユニット型準個室	一日につき 1, 310 円
		従来型個室	一日につき 820 円
		多床室	一日につき 320 円
二	実質的負担軽減者である 市町村民税世帯非課税者 等	ユニット型個室	一日につき 1, 640 円
		ユニット型準個室	一日につき 0 円
		従来型個室	
		多床室	
三	実質的負担軽減者以外の 市町村民税世帯非課税者 であって、「課税年金収入 額＋合計所得金額 ≤ 80 万 円／年」を満たす者等	ユニット型個室	一日につき 820 円
		ユニット型準個室	一日につき 490 円
		従来型個室	一日につき 420 円
		多床室	一日につき 320 円
四	実質的負担軽減者である 市町村民税世帯非課税者 であり、「課税年金収入額 ＋合計所得金額 ≤ 80 万円 ／年」を満たす者等	ユニット型個室	一日につき 820 円
		ユニット型準個室	一日につき 490 円 ただし、利用者負担 5% に食費の特定 負担限度額及び居住費の特定負担限 度額を加えた額が、費用徴収額を上回 る場合にあっては、一日につき 0 円

四	実質的負担軽減者である 市町村民税世帯非課税者 であり、「課税年金収入額 ＋合計所得金額≤80万円 ／年」を満たす者等	従来型個室	一日につき 420円 ただし、次に掲げる場合にあつて は、それぞれ次に掲げる額とする。 イ 利用者負担5%に食費の特定 負担限度額及び居住費の特定負 担限度額を加えた額が、費用徴収 額を上回る場合にあつては、一日 につき320円 ロ 利用者負担5%に食費の特定 負担限度額及び一日につき32 0円とした居住費の特定負担限 度額を加えた額が、費用徴収額を 上回る場合 一日につき0円
		多床室	一日につき 320円 ただし、利用者負担5%に食費の特定 負担限度額及び居住費の特定負担限 度額を加えた額が、費用徴収額を上回 る場合にあつては、一日につき0円
五	実質的負担軽減者以外の者 であつて次に掲げる者 イ 市町村民税世帯非課税 者である老齢福祉年金受 給者 ロ 生活保護の被保護者等	ユニット型個室	一日につき 820円
		ユニット型準個室	一日につき 490円
		従来型個室	一日につき 320円
		多床室	一日につき 0円
六	実質的負担軽減者であつて 次に掲げる者 イ 市町村民税世帯非課税者 である老齢福祉年金受給者 及びこれに準ずると認めら れる者 ロ 生活保護の被保護者等	ユニット型個室	一日につき 820円
		ユニット型準個室	一日につき 0円
		従来型個室 多床室	

3. 旧措置入所者の所得の区分及び割合

旧措置入所者の所得の区分		割 合
一	二の項から四の項に掲げる以外の者	100分の90
二	市町村民税世帯非課税者	100分の90。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる割合とする。 イ 実質的な負担軽減者である場合 100 分の 95 ロ イに該当する者であって、利用者負担5%に食費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合（ハに掲げる場合を除く。） 100 分の 97 ハ 利用者負担3%に食費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合 100 分の 100
三	市町村民税世帯非課税者である高齢福祉年金受給者及びこれに準ずると認められる者	100分の90。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる割合とする。 イ 実質的な負担軽減者である場合 100 分の 97 ロ 利用者負担3%に食費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合 100 分の 100
四	生活保護の被保護者	100分の100

4. 実質的負担軽減者における利用者負担の算定方法

- 実質的負担軽減者については、利用者負担額が介護保険法施行前の費用徴収額を上回らないよう算定する。
- 算定方法としては、施設介護サービスの利用者負担に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額と、介護保険法施行前の費用徴収額とを比較することとなる。（別紙1～3）
- ただし、ユニット型個室に入居する者については、ユニット型個室に係る居住費について特別な措置は講じないため、施設介護サービスの利用者負担に食費の特定負担限度額を加えた額が、介護保険法施行前の費用徴収額を上回らないように算定することとする。（別紙4～6）
- 利用者負担の算定に当たっては、利用者がどの居室に入所しているかを把握する必要があるため、別紙7のとおり、介護保険特定負担限度額認定申請書に「入所する居室の種別」の項目を追加することとする。

実質的負担軽減者がユニット型準個室又は従来型個室、多床室へ入居した場合

1 市町村民税世帯非課税者等（利用者負担第3段階）の算定方法

ア 利用者負担に食費の特定負担限度額（一日につき650円）及び居住費の特定負担限度額（一日につき0円）を加えた額と、介護保険法施行前の費用徴収額とを比較する。

イ 費用徴収額を上回る場合には、利用者負担の割合を下げていくこととする。

※ 市町村民税世帯非課税者等についても居住費の特定負担限度額を含めて算定することが基本的な考え方であるが、居住費の特定負担限度額を含めて算定した場合には、費用徴収額を上回ることになるので、居住費の特定負担限度額については、一日につき0円としているものである。

